

入札者心得書(抜すい)

(指名の取り消し)

- 第3条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。
 これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(公正な入札の確保)

- 第9条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に接触する行為を行ってはならない。

(入札)

- 第10条 入札参加者は別記様式(入札書)による入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(あらかじめ届け出た印に限る。)のうえ、あらかじめ指名通知書又は入札説明書により指示した日時及び場所において、組合職員の指示により提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

- 第11条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の無効)

- 第14条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
 - (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
 - (3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札。ただし、第10条第4項の規定に基づき郵便による入札を行う場合は、所定の日時までに到着しなかった入札
 - (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
 - (5) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
 - (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
 - (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (8) 記名及び押印のない入札
 - (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
 - (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
 - (11) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(再度入札)

第16条

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- (1) 第14条第1号から第7号までに該当する入札
 - (2) 前条第2項の規定により落札者とされなかつた入札
 - (3) 前条第3項の規定による最低制限価格を下回った入札

※詳細は、愛知県建設工事関係入札者心得書を参照のこと。